

1. 件 名：地震発生時における地震加速度の連絡方法について

2. 日 時：令和5年5月18日 16:30～17:20

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者（テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁

緊急事案対策室 川崎企画調整官、反町専門職

事故対処室 佐々木補佐、田村補佐

関西電力株式会社

原子力事業本部 安全・防災グループ マネジャー 他3名

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子力防災グループ 課長 他3名

日本原子力発電株式会社

発電管理室 警備・防災グループ グループマネージャー 他3名

5. 要 旨

関西電力株式会社から、原子力事業所所在市町村における震度6弱以上の地震発生時における地震加速度の報告方法について、資料1に基づき説明があった。

原子力規制庁より、以下のとおりコメントした。

- 通報先が必要とする情報を伝えるのが通報の目的であることを踏まえ、地震との因果関係が疑われるような場合は、震度6弱未満でも前広に記載すべき
- 第1報が10条通報になる場合も想定されるので、10条通報の様式にも同様の記載をすべき

関西電力株式会社等から、合意する旨の回答があった。

6. その他

配布資料：

資料1 原子力事業所所在市町村における震度6弱以上の地震発生時における地震加速度の報告方法について（関西電力株式会社）